

## 管理組合 だけでなく

# 中小管理会社化対象

# 法的トライアルリストを力添へ

**法務費用保険  
来年1月発売**

## 弁護士着手金など補償

## エール少額短期保険

個人年金と保険金、併用料率の例				
	3つのプラン	プレミアムプラン	スタンダードプラン	エコノミープラン
	最大支払額 (年間限度額) ※最初の契約日以降、すべての期間の保険金支払額を合計した金額	5,000万円	3,000万円	1,000万円
法務費用保険金	年間限度額 ※同一の保険期間(1年間)における総支払額の限度額	1,000万円	600万円	200万円
	1事案限度額	500万円	300万円	100万円
	着手金	70%	70%	50%
	手数料・日当	70%	70%	50%
	報酬金	35%	—	—
法律相談料保険金	年間限度額 ※同一の保険期間(1年間)における総支払額の限度額	50万円	24万円	10万円
	1事案限度額	20万円	5.5万円	2.2万円
	月支払い保険料	5万4,000円	2万2,800円	1万1,800円
		法律相談料保険金を不担保にした場合		
	月払い保険料	3万7,800円	1万7,800円	1万円

も利用OK。  
たとえば保険が受けられない場合、代理店に代理組合が代わって対応してもらえる。理金は「アーリーリターン」で支払う場合、保険料を販売する代理店に加入者のみが対象。企業の場合、従業員の報酬金は「アーリーリターン」で支払う場合、保険料を販売する代理店に加入者のみが対象。

**訴時も利用OK**

が行う。管理会社が代理店になり、管理組合は保険を販売する人となるのである。

100人・年間売り上げ50億円以下が対象。  
管理組合の場合は役員100人以下が対象とな  
している。

1

THE JOURNAL OF CLIMATE

THE JOURNAL OF CLIMATE